

Weekly コラム

令和元年 8 月 27 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

10%？それとも 8%？ 軽減税率制度の微妙な判定

◆これは消費税が 8%の飲食料品？

2019 年 10 月より、消費税及び地方消費税が 8%から 10%に上がりますが、「飲食料品・新聞は据え置きの 8%」となります。ただし、酒類は 10%・外食に該当するものは 10%等、中には軽減税率を適用されないものがあります。

コンビニエンスストアでは、少し前までは「イトインコーナーは休憩用スペースと改めて飲食禁止とし、すべて飲食料品は 8%適用」という策を検討していましたが、外食産業などからの反発もあり、レジ付近に「イトインを利用する方はお申し出ください」といった張り紙をすることになったようです。申し出があった場合は標準税率の 10%が適用されます。

国税庁では特設ページで微妙な判定になりそうなケースを解説しています。

◆一体資産は 2/3 が目安

おもちゃ付のお菓子や紅茶とカップを併せて販売する等の、飲食料品とその他のものを併せて販売しているものに関しては「一体資産の譲渡対価額(税抜)が 1 万円以下」「食品に係る部分の価格の占める割合が合理的な方法により計算した 3 分の 2 以上」であれば、全体が「飲食料品」として軽減税率の対象となります。ただし、小売事業者等で割合が不明な場合は、1 万円以下の商品であれば課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えないとのこと。

◆老人ホームの食事提供

有料老人ホーム等で提供される食事は、一食 640 円以下かつ 1 日の合計額が 1,920 円までは軽減税率が適用されます。超過した場合は「超過した部分」だけでなく 1 食分が標準税率の対応となります。

また、老人ホーム設置者と、調理業務を委託している業者との取引は標準税率が適用されます。

◆栄養ドリンクの税率

栄養ドリンクのうち「医薬品」や「医薬部外品」に該当するものは軽減税率の対象とはなりません。該当しないものは「食品」に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。